

業債第53号（例）
2024年11月25日

国債代理店引受金融機関本部
国債代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件

次の事由により、標記手続（平成5年12月17日付業債第10号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、2024年12月2日から実施することとしましたので、通知します。

1. 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）等が施行されること
2. 日本橋郵便局の業務の一部がにほんばし蔵前郵便局に移転されたことに伴い、業務局国債証券業務担当部署への書類の送付にかかる私書箱が変更されたこと
3. 規程を整備すること

本件改正に伴う事務取扱上のポイントは次のとおりです。

- ・記名国債証券関係事務において、本人確認書類として提出を受けた、被保険者等記号・番号等¹が記載された資格確認書²の写を作成する場合には、当該被

¹ 国民健康保険法第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等、健康保険法第194条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第143条の2第1項に規定する被保険者等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第161条の2第1項に規定する被保険者番号等、国家公務員共済組合法第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等、地方公務員等共済組合法第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等または私立学校教職員共済法第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等をいいます。

² 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）による改正後の国民健康保険法第9条第2項（同法第22条

保険者等記号・番号等部分をマスキングすることとしてください。

—— 提出された本人確認書類が公的医療保険制度における被保険者証である場合の取扱い（被保険者等記号・番号等のマスキング）と同様の取扱いが必要となります。

—— 本人確認書類に対応する書類番号の変更が生じておりますので、当該番号の記録を行う場合にはご注意ください。

- ・ 業務局国債証券業務担当部署への記名国債証券関係書類の送付については、2025年末までは、変更前の私書箱（日本橋郵便局私書箱第223号）への送付が可能ですが、適宜変更後の私書箱（にほんばし蔵前郵便局私書箱第31号）への送付に切り替えてください。

以 上

において準用する場合があります。)、健康保険法第51条の3第1項、船員保険法第28条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項、国家公務員共済組合法第53条の2第1項(私立学校教職員共済法第25条において同項の規定を読み替えて準用する場合があります。)) または地方公務員等共済組合法第55条の2第1項に規定する書面をいいます。

「日本銀行国債代理店事務取扱手続」中一部改正

- 411①（記載例を除く。）中「日本橋郵便局私書箱223号」を「にほんばし蔵前郵便局私書箱第31号」に改める。
- 419-2①（記載例を除く。）中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。
- 419の2の表を次のとおり改める（全面改正）。

本人確認書類の種類・名称	本人確認書類の記録事項			
	書類番号 (注1)	発行番号等 (注2)	発行体の 名称 (注2)	発行年月日 (注2)
＜個人＞（当該個人の氏名および住所の記載があるものに限る。）				
印鑑登録証明書	1	番号が付番されている場合には、その番号	発行体の名称が記載されている場合には、その名称	発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日
資格確認書 ^(注3)	2	「番号不可」の文言		
国民健康保険の被保険者証 ^(注4)	3			
健康保険の被保険者証 ^(注4)	4			
船員保険の被保険者証 ^(注4)	5			
後期高齢者医療の被保険者証 ^(注4)	6	番号が付番されている場合には、その番号		
介護保険の被保険者証	7			
健康保険日雇特例被保険者手帳	8	「番号不可」の文言		
国家公務員共済組合の組合員証 ^(注4)	9			
地方公務員共済組合の組合員証 ^(注4)	10			
私立学校教職員共済制度の	11			

加入者証 ^(注4)				
国民年金手帳 ^(注5)	1 2			
児童扶養手当証書	1 3	番号が付番されている場合には、その番号		
特別児童扶養手当受給証明書	1 4			
母子健康手帳	1 5			
身体障害者手帳	1 6			
精神障害者保健福祉手帳	1 7			
療育手帳	1 8			
戦傷病者手帳	1 9			
運転免許証	2 0			
運転経歴証明書	2 1			
在留カード	2 2			
特別永住者証明書	2 3			
外国人登録証明書	2 4			
旅券	2 5			
乗員手帳	2 6			
住民基本台帳カード	2 7			
個人番号カード	2 8	「番号不可」の文言		
生活保護受給証明書	2 9			
裁判所・弁護士会・司法書士会が発行した証明書（職印証明書等）	3 0	番号が付番されている場合には、その番号		
官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居および生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁により当該自然人の写真が貼られているもの	3 1			
＜法人＞（当該法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）				
印鑑登録証明書	1 0 0	番号が付番されている場合には、その番号	発行体の名称が記載されている場合には、その名称	発行年月日が記載されている場合には、その発行年月日

(注1) 書類番号に代え、本人確認書類の名称を記録しても差し支えない。

(注2) 発行番号・発行体の名称・発行年月日が記載されていない場合には、ブランクとする。また、「番号不可」の文言は記載を省略しても差し支えない。

(注3) 国民健康保険法第9条第2項（同法第22条において準用する場合を含む。）、健康保険法第51条の3第1項、船員保険法第28条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項、国家公務員共済組合法第53条の2第1項（私立学校教職員共済法第25条において

同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。) または地方公務員等共済組合法第55条の2第1項に規定する書面をいう。

- (注4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等(以下「一部改正法律等」という。)による改正前の国民健康保険法第9条第2項、健康保険法施行規則第47条第1項および第2項、船員保険法施行規則第35条第1項もしくは高齢者の医療の確保に関する法律第54条第3項に規定する被保険者証、一部改正法律等による改正前の国家公務員共済組合法施行規則第89条もしくは地方公務員等共済組合法施行規則第93条に規定する組合員証または一部改正法律等による改正前の私立学校教職員共済法施行規則第1条の7に規定する加入者証をいう。
- (注5) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。

- 419の3-2②中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。
- 421-1-2①(記載例を除く。)中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。
- 422-1-1①(記載例を除く。)および②中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。
- 422-1-2①(記載例を除く。)中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。
- 423-1-2①(記載例を除く。)中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。
- 423-1-1④および423-1-2④の「印鑑票等送付書の記載例」中「日本橋郵便局私書箱223号」を「にほんばし蔵前郵便局私書箱第31号」に改める。
- 423-3-2①(記載例を除く。)中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。

- 424-2①（記載例を除く。）中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。

- 425①（記載例を除く。）および②中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。

- 426-2①（記載例を除く。）および②中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。

- 427-1①（例示を除く。）および②中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。

- 427-2①（例示を除く。）中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。

- 427の2-1①および②中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。

- 427の2-2①中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。

- 428-3②中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。

- 631-1③中「国民健康保険の被保険者証」を「資格確認書、国民健康保険の被保険者証」に改める。